

内規

(平成28年4月20日制定)

認知症施策検討委員会設置要綱(内規)

(設置)

第1条 認知症の状態に応じた適切なサービス体制の整備に向けた検討をすることを目的とし、高梁市地域包括支援センター運営協議会要綱(平成18年高梁市告示第85号。以下「要綱」という。)第9条の規定に基づく委員会として、認知症施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認知症の理解のための環境づくりの検討
- (2) 認知症高齢者の早期発見・早期対応できる体制づくりの検討
- (3) 認知症高齢者支援の切れ目のない医療・介護の体制づくりの検討
- (4) 認知症高齢者の家族の支援方法
- (5) その他、必要な事項の検討

(組織)

第3条 委員会は、要綱に基づく高梁市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員の所属する機関、団体の実務者及び運営協議会会長が必要と認める者(以下「委員会委員」という。)をもって構成する。

(任期)

第4条 委員会委員の任期は、運営協議会委員の任期に準ずる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員会委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員会委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、定期又は臨時的に開催する。

- 2 委員長は、委員会委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員会

委員の出席を求めて委員会を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて委員会に委員会委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 委員会委員が委員会に出席したときの報酬及び旅費は支給しないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。